

進化するコーポレート・ガバナンス改革の 担い手は誰か

～コーポレート・セクレタリー（取締役会事務局）とその役割

2020年2月15日(土) 14:30～19:00 (受付14:00～)

桜美林大学 新宿キャンパス 創新館本館4階 J402教室 参加無料 (19時～情報交換会 3,000円)

14:40～ 基調講演

「会社の目的とコーポレート・ガバナンス」

上村 達男 (早稲田大学 名誉教授)



15:30～ 基調報告

「弁護士から見たコーポレート・ガバナンス」

馬橋 隆紀 (弁護士、桜美林大学 特別招聘教授)



16:10～ パネルディスカッション

「コーポレート・ガバナンス実質的深化における
取締役会事務局の課題とあり方」



司会
阿部 直彦
桜美林大学大学院
客員教授



片倉 直
横河電機株式会社
取締役会室長



富永 誠一
NPO法人
日本コーポレート・
ガバナンス・
ネットワーク
執行理事・事務局長



馬橋 隆紀
桜美林大学
特別招聘教授



コメンテーター
上村 達男
早稲田大学
名誉教授

18:20～ 特別講演

「今企業に求められるもの」

伊藤 真
(弁護士、伊藤塾 塾長、桜美林大学 特別招聘教授)



申込み

QRコードまたは
下記URLより
お申込みください
(2月5日締切)



<https://forms.gle/X9CK6Aw9pTTVGMWS9>

問合せ

桜美林大学 総合研究機構
新宿キャンパス 事務室
soukensc@obirin.ac.jp

—開催主旨—

今日まで企業の不祥事が起こるたびにコーポレート・ガバナンスの重要性が繰り返し指摘されているが、事件は後を絶たない。会社法では社外取締役の拡充など監督機能の強化を図り、その一方で、東証は投資家保護に向けてコーポレートガバナンス・コードを設け、企業に遵守を求めている。経営をめぐるルールやその実施方法が複雑多様化する中で、英米では企業のコンプライアンスや取締役会の決定とその実施を確保する等、コーポレート・ガバナンスの実務面を専門に担当するコーポレート（カンパニー）セクレタリー部門（取締役会事務局）が重要な役割を果たしている。日本でも同様の部門に関心を持ち既に設けている企業もあるが、その役割を問われたとき、明確な回答を出せないのが現状であろう。

このシンポジウムでは、競争激化の中で企業の社会的信用の確保と健全な発展に向けて、法律や経営の学術と実務の双方から、コーポレートセクレタリーに代表される実務担当者は具体的に何をすべきかを、先々の実践を視野に幅広く考えてみたい。

— 講師紹介 —

●上村 達男（早稲田大学 名誉教授）

早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了ののち、専修大学法学部教授や立教大学法学部教授、早稲田大学法学学術院(法学部・法学研究科)教授を歴任。法務省の法制審議会会社法(株券不発行等)部会委員や株式会社資生堂の社外取締役等を務めた。

●馬橋 隆紀（弁護士、桜美林大学 特別招聘教授）

埼玉弁護士会会長、日本弁護士連合会理事や埼玉県労働委員会会長、埼玉県人事委員会委員長などを歴任。現在は川口市個人情報保護審査会会長や日弁連法務研究財団法科大学院認証評価委員会副委員長を務めている。

●阿部 直彦

（ペイ・ガバナンス日本株式会社マネージングパートナー、桜美林大学大学院 客員教授）

慶應義塾大学商学部卒業ののち、米国KPMG（ロサンゼルス）日系企業部ディレクター、タワーズペリン（現タワーズトソン）のロサンゼルス（コンサルタント）を経て東京支店代表等を務める。2013年11月にペイ・ガバナンス日本株式会社を設立し、大手グローバル日本企業等の報酬委員会へ経営者報酬に関するアドバイスを提供している。

●片倉 直（横河電機株式会社 取締役会室 室長）

横河電機株式会社入社後、財務部、経理部、営業統括本部などの所属を経て、現在取締役会直結の組織である取締役会室の室長に任ぜられている。

●富永 誠一（特定非営利活動法人 日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 執行理事・事務局長）

大学院（工学研究科）修了後、エンジニアとして10年余り働いていた通信会社が外資系に買収されることを契機に、コーポレート・ガバナンスに関心を持つ。ビジネススクールでは「コーポレート・ガバナンス」とそこで重要な役割を果たす「社外取締役」の研究を行う。前団体である「全国社外取締役ネットワーク（社外ネット）」の設立に関わって以来、事務局長を務めている。

●伊藤 真（弁護士、伊藤塾 塾長、桜美林大学 特別招聘教授）

東京大学法学部卒業後、司法研修所に入所、修了と同時に弁護士登録を行う。司法試験の受験指導を行う中で「伊藤真の司法試験塾（現 伊藤塾）」を設立し、塾での講義の他、全国各地で講演活動を実施している。法学館憲法研究所、法学館法律事務所をそれぞれ設立し、所長を務めている。



— アクセス方法 —

JR新大久保駅（JR山手線）より徒歩8分
JR大久保駅（JR中央・総武線）北口より徒歩6分
JR高田馬場駅（JR山手線）戸山口より徒歩13分
※お越しの際は公共交通機関をご利用ください

— 会場 —

桜美林大学 新宿キャンパス
創新館 本館 3階 J303教室

— 問い合わせ先 —

桜美林大学 総合研究機構 新宿キャンパス 事務室
soukensc@obirin.ac.jp
03-3366-0125（平日9～16時開室）